

## 特定県契約に関するQ & A

項目※	質問	回答
3 特定県契約の範囲	特定県契約の対象となる工事は平成 29 年 4 月 1 日以降に発注される工事だけが対象か。現在受注している工事も対象になるのか。	特定県契約の対象となる契約は、平成 29 年 4 月 1 日以降に契約締結する契約のうち、規則で定める種類及び金額の要件に該当するものとなります。
	・現在契約中の案件で変更契約により金額が増額したものについては、対象となるか。 ・金額が特定県契約の要件から外れるとき（例：5 億円未満）は報告しなくていいのか。	金額は入札時の予定価格を基準として、特定県契約に該当するか否か判断します。 ・変更契約により金額が増額し、特定県契約の金額要件を満たすこととなった場合は、特定県契約には該当しません。 ・予定価格が金額要件を満たしていたが、実際の契約金額が要件を満たさなくなった場合は、特定県契約に該当します。
	特定県契約の工事請負契約について、6 ヶ月を超えて 5 億円以上となれば対象となるのか、どちらか一方でも越えたら対象となるか。	特定県契約となる工事請負契約は、予定価格が 5 億円以上かつ 6 か月を超える期間の契約を指します。どちらか一方だけ該当する場合は、特定県契約ではありません。
	指定管理協定の中に含まれる年 1 回だけの設備の保守に係る業務についても特定県契約の報告対象となるか。	契約期間が 6 月を超えるものとは、指定管理協定の期間を指すものであり、指定管理協定に含まれる設備の保守業務については、期間に関係なく、業務内容が特定県契約の要件に該当するか否か（消防設備、電気通信設備、暖冷房設備、空気調和設備及び尿浄化槽の保守か否か）で判断します。
	指定管理の金額の要件について、「指定管理者の募集に係る委託料の上限又は委託料の額が 3 千万円以上」とあるが委託料は指定管理料と解してよいか。	委託料は指定管理料と解していただいて結構です。
4 特定県契約にかかる報告	県が報告を求めない限り提出は不要か？	県が報告を求めない特定県契約についての報告は不要です。
5 特定県契約の報告対象となる労働者	元請職員のうち担当技術者は、該当するのか？（若い技術者など）	担当技術者は、報告対象労働者に該当しません。

<p>6 入札公告等において記載すべき事項</p>	<p>特定受注者は金額の大小にかかわらず全ての再委託業者と契約約款付記事項（例）を記した契約を締結しなければならないか。契約書を取り交わさない少額の契約の場合はどのようにするのか。</p> <p>特定県契約の対象外の業務についても契約書等に付記しなければならないか。</p>	<p>・契約書を省略し、「請書」を徴する契約の場合は、契約の相手方に対し、請書に契約の条件である付記事項を記載するよう依頼してください。</p> <p>・契約書を省略し、「請書」を徴さない契約の場合は、見積依頼書に付記事項が契約の条件であることを記載し、当該条件を承諾の上、見積書を提出するよう契約の相手方に依頼してください。</p> <p>報告対象外の業務については、契約書等に付記する必要はありません。</p>
<p>7 特定県契約の遵守事項と条例に基づく諸手続</p>	<p>工事の特定県契約である旨を明示する場合、労働者の見やすい場所に掲示する際用の紙のサイズは指定があるか。</p> <p>特定受注者が賃金支払状況等を報告する場合「賃金支払状況等報告書（元請用）」（様式1号の2）となっているが、「指定管理者制度における雇用・労働条件に関する報告について」で提出を求められた「職員配置計画（報告）書」と様式が違うがそれぞれ提出しなければならないものか。</p> <p>特定県契約の対象以外の業務について、県から報告を求められた場合、下請負者等の報告状況一覧（様式第1号の3）に記入しなくてよいか。</p> <p>条例第8条第1項の違反事項であって、改善報告を求められた後、再度是正もあると考えていいのか？</p> <p>提出する様式については公告時又は入札公告に関するホームページに掲載してもらえないか。ホームページへの掲載場所も公告時に明記して頂けるとうれしい。</p>	<p>指定はありません。労働者が見やすいサイズであれば結構です。様式集と併せて、県ホームページに掲載します。</p> <p>それぞれ提出する必要があります。</p> <p>「様式第1号の2」は県が締結する契約に関する条例に基づく報告となり、「職員配置計画（報告）書」とは異なるものです。</p> <p>報告対象外の業務に係る下請負者等については、下請負者等の報告状況一覧（様式第1号の3）に記載する必要はありません。</p> <p>改善報告が不十分と判断されるなど必要な場合は、再報告を求める場合があります。</p> <p>提出する様式については、県のホームページに掲載します。なお、入札公告に関するホームページへの掲載については引き続き検討します。</p>

※ 項目は、「特定県契約に関する手引き」の項目に一致します。